

事務連絡
平成30年3月6日

都道府県
各指定都市障害児支援担当御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行における新サービス等の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行されるところですが、居宅訪問型児童発達支援の創設及び保育所等訪問支援の対象拡大について、下記のとおり取扱いをまとめましたので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、円滑な実施に御協力お願ひいたします。

記

1. 居宅訪問型児童発達支援の創設

(1) 対象者について

○児童福祉法第六条の二の二

⑤ この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障害児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

○児童福祉法施行規則第一条の二の三（案）

法第六条の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める状態は、次に掲げる状態とする。

- 一 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合
- 二 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を提供するものであることから、対象年齢は小学校就学前に限らず、満18歳に達するまで利用可能である。

また、対象となる状態像について、以下のとおり事例をお示しするが、あくまでも事例であり、個々の状態を判断して適切に支給決定を行うこと。

【重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる事例】

各種手帳の重度判定（身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当）を基本とし、重度の精神障害の状態にあり自発的な外出ができない場合や強度行動障害の状態にあり他人を傷つけるなど集団生活が著しく困難である障害児

【人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態であって外出が困難と考えられる事例】

人工呼吸器の装着等により、通所に耐えうる状態ではない障害児（通所可能な範囲に、医療的ケアが必要な障害児を支援する事業所がない場合等）

【重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態であって外出が困難と考えられる事例】

重症の先天性免疫不全症、肺疾患、心疾患等がある場合であって、感染症にかかった場合に重症化するリスクが高くそのために外出が困難である障害児

なお、単なる見守りや送迎者の不在など障害児本人の状態以外の理由による利用は適当でないことから、障害児相談支援事業所における障害児支援利用援助等の利用を必須（障害児相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案の提出を必須）とする。また、医師の診断書や児童相談所の意見書など、客観的な評価を求ること。

（2）支援内容について

支援内容は既存の児童発達支援や放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、児童発達支援ガイドライン（平成29年7月24日障発0724第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び放課後等デイサービスガイドライン（平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考にされたい。

また、将来的に障害児通所支援の集団生活に移行していくために必要な支援を提供することとする。

(3) その他

対象者は、著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする。ただし、障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない。

2. 保育所等訪問支援の対象拡大

○児童福祉法第六条の二の二

⑥ この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

○児童福祉法施行規則第一条の二の五（案）

法第六条の二の二第六項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、保育所、児童養護施設、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）（保育所又は幼稚園であるものを除く。第二十四条及び第三十六条の三十五を除き、以下同じ。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

(1) 利用方法等について

- ア. 乳児院又は児童養護施設に入所している障害児については、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置によるものであることから、保育所等訪問支援の提供についても、児童福祉法第21条の6に規定に基づき、やむを得ない事由による措置として市町村が支援の提供を委託すること。
- イ. 市町村は、障害児の保護者又は乳児院若しくは児童養護施設の施設長から利用相談があった場合には、児童相談所と密に連携して支援の必要性等について検討した上で委託すること。
- ウ. 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市は、乳児院等に入所している保育所等訪問支援が必要となる障害児の把握に努め、市町村と十分連携を図りながら、最善の措置を探ること。

(2) 提供する支援内容

基本的には理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の専門的な支援であること。また、障害児支援の経験が豊富な児童発達支援センターの職員等が、乳児院等に入所する障害児に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門

的な支援を行うだけではなく、乳児院等の職員に対し、障害児の特性に応じた支援内容や関わり方の助言等を行うことにより、乳児院等における障害児支援の質の向上を図ること。

(3) その他

保育所等訪問支援の提供に係る費用の取扱い等については、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成 24 年 6 月 25 日付障障発 0625 第 1 号）及び「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号）に基づくこと。